

令和 5 年 8 月 10 日

大分労働局長  
佐藤 広道 殿

大分地方最低賃金審議会  
会長 井田 雅貴

大分県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け大分労発基 0704 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

なお、今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると当審議会としても認識をするところである。

令和 5 年 7 月 28 日の中央最低賃金審議会の「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、業務改善助成金の拡充による生産性向上の支援、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇・ものづくり補助金・事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、価格転嫁対策における労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化等が示されたところであるが、これらは特に大分県をはじめとする地方においてこそ必要なものである。については、当審議会として、以下のとおり政府に対して要望する。

・ 価格転嫁がしやすい環境整備の推進

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資の確保に向けた取組を強力に実施すること。

・ 最低賃金額以上の支払いが厳しい企業に対する支援強化

業務改善助成金、ものづくり補助金等、国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、さらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。

大 分 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
大分県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 899円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月6日